

「本試験形式！丙種危険物取扱者 模擬テスト」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.20 問題 6 解説

製造所等において、危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者は、**前回講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日**から 3 年以内に受講する必要があります。

P.114 7. 保安講習

(2) 受講期間

- ・ 従事し始めた日から **1 年**以内、その後は**受講日以後における最初の 4 月 1 日**から 3 年以内に受講する。
- ・ ただし、従事し始めた日から過去 **2 年**以内に**免状の交付**か**講習**を受けた者は、**その交付や受講日以後における最初の 4 月 1 日**から **3 年**以内に受講すればよい。

以上